

事 務 連 絡
平成23年12月2日

日本訪問看護振興財団 御中

厚生労働省保険局保険課

外来受診における高額療養費の現物給付化の
被保険者などへの周知用ポスターの送付について

平成24年4月1日より、入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「高額療養費の外来の現物給付化」という。）を導入することになります。

高額療養費の外来の現物給付化を受けるためには、被保険者、被扶養者が、自らの所得区分についてあらかじめ保険者の認定を受けるなど所要の手続きが必要となることから、被保険者、被扶養者へ概要の周知を図るためのポスター（電子媒体）（※）を作成しましたので、送付いたします。

※ 電子媒体については、別途メールで送付いたします。

被保険者、被扶養者に、高額療養費の外来の現物給付化について周知が図られるよう、よろしくお願いいたします。

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から

**「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます**

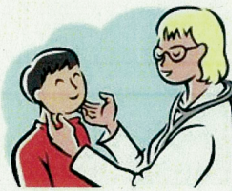
健康保険組合など

高額な外来診療を受けたとき

病院・薬局など



事前に
①認定証の申請
②認定証の交付



③認定証を提示
窓口支払いが
一定上限額 に(※)



(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、
所得に応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに 「認定証」(限度額適用認定証) の交付を申請してください	「認定証」を窓口に提示してください
70歳以上75歳未満で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「高齢受給者証」を窓口に提示してください
75歳以上で、 非課税世帯等ではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」 を窓口に提示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、
国保組合、共済組合までお問い合わせください。



厚生労働省

平成23年12月